

第 16 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和3年10月13日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎2階大会議室に招集した。

出席委員（16名）

1 番 江 橋 健 男	3 番 渡 邊 隆 文	4 番 立 原 清 子
5 番 今 関 征 一	6 番 深 谷 泉	7 番 飛 田 信 広
8 番 一 木 克 昭	9 番 雨 谷 克 己	10 番 安 藏 久 男
11 番 皆 川 重 文	12 番 浅 井 紘 一	16 番 関 成 一
17 番 皆 川 晃	21 番 加 倉 井 幸 夫	22 番 大 圖 金 雄
23 番 小 島 雄 一		

欠席委員（8名）

2 番 高 橋 基	13 番 市 村 正 司	14 番 吉 澤 勇
15 番 笹 沼 恭 一	18 番 伊 藤 明 美	19 番 軍 地 美 代
20 番 高 安 幸 一	24 番 外 岡 健 寿	

事務局

事 務 局 長 横 山 英 雄	次 長 吉 川 正 浩
農 地 係 長 谷 津 知 一	農 地 係 江 幡 清 美
農 地 係 関 拓 也	農 地 係 塚 田 一 平
農 政 係 青 木 貴	

内 容

1. 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
議案第4号 農地の公売参加の適格者証明願に対する承認について
議案第5号 農地法の運用に基づく非農地判断について
議案第6号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
議案第7号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について
追加議案 農地の公売参加の適格者証明願に対する承認について

2. 報告

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第4号 農地法第18条第6項の通知について

報告第5号 制限除外の農地の移動届について

報告第6号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

報告第7号 転用事実証明の発行について

会 議 の 概 要

事務局 皆様、おはようございます。

本日参加予定の委員の皆様全員お揃いでございますので、渡邊代理、開会をお願いいたします。

渡邊会長代理 改めましておはようございます。

大変何かとお忙しい中、第 16 回総会にご出席いただきまして本当にご苦勞様でございます。

本日の案件は全部で 79 件ございますので、スムーズに審議できますようご協力をよろしく願いいたします。

議 長 それでは、ただ今より、第 16 回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は 16 名、欠席委員が 8 名でございます。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出でございますが、お諮りいたしますが、いかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議 長 議長一任との声がございましたので、議長が指名いたしますことに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、議長より指名させていただきます。8 番の一木克昭委員、9 番の雨谷克己委員、よろしく願いいたします。

初めに、追加議案がありますので、事務局から説明をさせます。

事務局 追加議案がございますので、お手元の追加議案と記載された用紙をご覧ください。

案件ですが、10 月 7 日付で「農地の公売参加の適格者証明願」の提出がありました。こちらの入札期日が 10 月 28 日から 11 月 4 日ですので、11 月の総会に諮ったのでは間に合わないことから、水戸市農業委員会総会案件の取扱い要項の第 4 条第 1 項第 2 号に基づきまして、総会招集日の 3 日前までに提出されたことにより、追加議案とさせていただきます。

説明は以上でございます。

議 長 ただいま事務局から説明がございましたが、議案を追加することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、追加することに決定いたします。

次に、審議総括表について事務局から説明をさせます。

事務局 第 16 回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。お手元の総括表をご覧ください。

農地法第 3 条の審議案件が 17 件、農地法第 4 条の審議案件が 2 件、農地法第 5 条の審議案件が 30 件、公売参加に係る適格者証明願が 3 件でございます。先ほど追加議案とすることが認められたもので、公売参加に係る適格者証明願が 4 件になりますので、4 件に直していただければと思います。報告事項といたしまして、農地法第 3 条の 3 の届出が 2 件、農地法第 4 条の届出が 6 件、農地法第 5 条の届出が 12 件、農地法第 18 条第 6 項の通知が 2 件、制限除外の農地の移動届出が 1 件、登記官等からの地目確認照会が 4 件でございます。

追加議案を含む審議案件、報告事項合わせまして 80 件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可についてを上程いたします。

第 1 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 1 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番、関です。15 番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われまます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項及び第3項は関連がございますので、まとめて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項及び第3項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

契約内容は共に賃貸借であります。賃借人は、新規就農するため申請地を賃借し、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

第2項、第3項ともに、調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま
ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第4項及び第5項は関連がございますので、まとめて上程をいたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項及び第5項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当し
ないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番，関です。15 番，笹沼委員の代理発言となります。

第4項，第5項ともに，調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番，関です。本項は 15 番，笹沼委員の担当地区と私の担当地区がありますので，代理発言と合わせての発言とします。

調査検討したところ，法令に照らし双方とも許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 5 番, 今関です。

この件に関しまして, 調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われますので, 皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第 8 項及び第 9 項は関連がございますので, まとめて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 8 項と第 9 項は関連がありますので, 併せてご説明いたします。

内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8 番, 一木です。20 番, 高安委員の代理発言となります。

調査検討した結果, 法令に照らして許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第 10 項及び第 11 項は関連がございますので, まとめて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 10 項と第 11 項は関連がありますので, 併せてご説明いたします。

内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当し

ないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番, 一木です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしく
お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第12項及び第13項は関連がございますので、まとめて上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第12項と第13項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当し
ないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番, 雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第14項及び第15項は関連がございますので、まとめて上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第 14 項と第 15 項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 7 番、飛田です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 16 項及び議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可についての第 27 項は関連がありますので、併せて上程いたします。

事務局からまとめて説明をさせます。

事務局 第 16 項と議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可の第 27 項は、関連がございますので、併せてご説明いたします。

まず、第 16 項でございますが、以前から耕作してきたため、譲り受けて耕作したい旨の内容です。

続きまして、議案書の 11 ページをお開きください。

農地法第 5 条の第 27 項については、昭和 45 年 4 月頃から、農家住宅敷地の一部として利用してきましたが、手続が未済のため、始末書を添えての申請でございます。

今般、両申請地を互いに交換により整理したい内容でございます。農地法第 3 条に関しましては、同法第 3 条第 2 項の各号のいずれにも該当しないため、許可要件は満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12 番, 浅井です。

この案件について調査検討した結果, 法令に照らして許可相当と思います。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第 17 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 17 項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。

農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当していないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12 番, 浅井です。

この案件についても, 調査検討した結果, 法令に照らして許可相当と思われま。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可についてを上程いたします。

第 1 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 1 項でございますが, 内容は議案書のとおり是正するため, 始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11 番，皆川です。この案件は，19 番，軍地委員の代理発言となります。

調査検討の結果，法令に照らし，許可相当と思われますので，ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 2 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 2 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

申請地は，山林に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 21 番，加倉井です。

調査検討した結果，法令に照らして許可相当と思われますので，ご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、雑種地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番、一木です。20番、高安委員の代理発言です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をよろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

第1項については、3,000平方メートル以上なので、県農業会議に諮問いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(重)委員 11番、皆川です。

この案件につきまして、調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま
すので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(重)委員 11番、皆川です。

この案件につきましても、調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と史料されますが、農地法施行規則第35条第5号の例外規定に該当すると思われます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

皆川（重）委員 11 番，皆川です。

この案件につきましても，調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 5 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 5 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

申請地は，土地改良区域内の農地であることから，農地区分は第 1 種農地と史料されますが，農地法施行規則第 35 条第 5 号の例外規定に該当すると思われま

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

皆川（重）委員 11 番，皆川です。

この案件も調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われま

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 6 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 6 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

申請地は，広がりのある農地であることから，農地区分は第 1 種農地と史料されま

すが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定に該当すると思われま

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ており
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11 番、皆川です。

この案件につきましても、調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま
すので、ご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第 7 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 7 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第 1 種農地と思料されま
すが、農地法施行規則第 33 号第 4 号の例外規定に該当すると思われま

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ており
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11 番、皆川です。

この案件についても調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま
すので、ご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、水道、下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に小学校と保育所があることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおり、一時転用申請でございます。

申請地は、宅地や河川に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、一時転用期間は3年でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、水道、下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に診療所と保育所があることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ており

ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番，関です。15 番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 12 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 12 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

申請地は，宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番，関です。15 番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 13 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 15 項と第 16 項は関連がございますので、まとめて上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第 15 項及び第 16 項は関連がございますので、まとめてご説明いたします。

契約内容は、第 15 項が贈与で、第 16 項は使用貸借でございます。

申請人は、現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築し、また隣接地に建築予定の住宅で使用する駐車場を設置したい旨の申請でございます。

申請地は、JR 水郡線、常陸青柳駅から 500 メートル以内にある農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお、第 15 項につきましては、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 5 番、今関です。

この案件に関しまして、調査検討したところ、法令に照らして許可相当と思われるので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 17 項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第 17 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第 1 種農地と思料されますが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定がございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 21 番，加倉井です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしくお願
いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第 18 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 18 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

申請地は，宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は
第 2 種農地と思料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ており
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番，関です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第 19 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第19項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第20項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 21 項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第 21 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9 番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 22 項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第 22 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9 番、雨谷です。14 番、吉澤委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第23項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第23項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。14番、吉澤委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第24項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第24項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、土地改良区域内の農地であることから、第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 7番, 飛田です。13番, 市村委員の代理発言になります。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, ご審議をよろしくお願いいいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第25項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第25項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。

申請地は, 宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料されます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 7番, 飛田です。13番, 市村委員の代理発言となります。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, ご審議をよろしくお願いいいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第26項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第26項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま

す。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番、浅井です。

この案件について、調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われませんが、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第27項は既に審議済みのため、第28項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第28項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま

す。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 6番、深谷です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま

す。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第29項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 29 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第 1 種農地と思料されませんが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定に該当すると思われま

す。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

小島委員 23 番、小島です。24 番、外岡委員の代理発言をいたします。

この案件について調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま

すので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、第 30 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 30 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第 1 種農地と思料されま

すが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定に該当すると思われま

す。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ており

ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

小島委員 23 番、小島です。この案件も、24 番、外岡委員の代理発言です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま

すので、皆様のご審議をよろしく

お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第4号 農地の公売参加の適格者証明願に対する承認についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、願出人は、経営規模の拡大を図るとして、農地の公売に参加するため、証明願が提出されたものでございます。

なお、入札期日は令和3年12月7日で、開札期日も同日であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし適格者と思われまます。皆様のご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から適格者のご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、第2項及び第3項は関連がありますので、まとめて上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第2項及び第3項は関連がございますので、まとめてご説明いたします。

願出人は、経営規模の拡大を図るとして、農地の公売に参加するため証明願が提出されたものでございます。

なお、両案件とも入札期間は令和3年10月28日から令和3年11月4日で、開札期日は令和3年11月9日であります。

以上でございます。

議 長 この案件については、願出人の住所地と土地の担当委員が違いますので、両委員からご意見をいただきます。

まず、住所地の関係委員として、市村委員が参集外のため、飛田委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 7番、飛田です。13番、市村委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らして適格者と思われまますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次に、土地の関係委員として、飛田委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 7番、飛田です。

調査検討した結果、法令に照らして適格者と思われまますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から適格者のご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農地法の運用に基づく非農地判断についてを上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 お手元の資料、別紙1をご覧ください。

議案第5号 農地法の運用に基づく非農地判断についてご説明をいたします。

農地の非農地判断につきましては、8月の荒廃農地パトロールにおいて、「森林の様相を呈しており、農地に復元するには困難である。また周辺の状況から見て、農地に復元しても継続して利用することが困難である」と地区の担当農業委員、推進委員が判断された土地でございます。

今回、これらの土地につきまして、農地法の運用に基づく非農地にすることについて承認を求めるものでございます。

今回ご審議をいただき、非農地に該当すると承認をいただいた場合には、その所有者に対して非農地通知書を、また法務局等の関係機関に対し、非農地通知書一覧表を送付いたします。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明がありましたが、該当する筆の関係委員からの意見を聞いて判断したいと思います。

飯富地区、お願いいたします。

加倉井委員 21 番，加倉井です。

ただいまの 1 番から 34 番の成沢町の土地ですが，この件につきまして，調査検討したところ，現在は森林の様相を呈しております。農地に復元するのは困難であるため，非農地と思われまますので，皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から非農地が妥当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，非農地とすることに決定いたします。

次に，議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたします。

この中に，今関征一委員に關係する案件がございますので，農業委員会等に関する法律第 31 条，議事参与の制限の規定に基づき，一時退席をお願いいたします。

（今関委員一時退席）

議 長 それでは，事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 農政課，倉田よりご説明させていただきます。

お手元の資料，別紙 2 をご覧ください。

議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

それでは，今関委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては，利用集積計画書一覧の 5 ページ，38 番，39 番，続きまして 7 ページ，52 番，53 番，続きまして 8 ページ，57 番，58 番，9 ページの 67 番の計 7 筆となります。こちらは全て田となり，設定合計面積は 5,933 平方メートルで，うち再設定は 3,621 平方メートルとなっております。設定期間は 10 年間，設定者 4 名，取得者 1 名でございます。利用権設定日につきましては，令和 3 年 11 月 1 日を予定してございます。

なお，以上につきましては，農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明がございましたけれども、ご意見・ご質問等がございましたらお願いをいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、今関委員に着席を求めます。

(今関委員着席)

議 長 事業担当課から続けて説明をさせます。

事業担当課 先ほどご承認いただきました利用権設定面積を除いた部分につきましてご説明いたします。

令和3年農用地利用集積計画書(案)の集計表にて申し上げます。

表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定につきましては、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が22万620平方メートル、うち再設定が2万4,490平方メートル、畑が5,469平方メートル、こちらは全て新規設定となります。設定者47名、取得者4名、うち再設定の設定者10名、取得者3名でございます。利用権設定日につきましては、令和3年10月20日、11月1日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明がありましたが、ご意見・ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第7号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてを上程いたしま

す。

事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 お手元の資料，別紙3をご覧ください。

それでは，議案第7号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和3年農用地利用配分計画書（案）の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から3段目，それぞれの期間ごとの設定につきましては，各自でご確認ください。

今回の設定合計につきましては，田が再設定のみで4,872平方メートル，設定者1名，取得者2名でございます。なお，設定者は農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。賃借権等の設定日は，令和4年1月1日に予定されております。

なお，以上につきましては，農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

議案第7号につきましての説明は以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明がございましたが，ご意見・ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 意見なしと回答することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，意見なしで回答することに決定いたします。

ここで担当課の方は退席をして結構でございます。ありがとうございました。

（事業担当課退席）

次に，追加議案といたしまして，農地の公売参加の適格者証明願に対する承認についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが，願出人は，経営規模の拡大を図るとして，農地の公売に参加するため証明願が提出されたものでございます。

なお，入札期間は令和3年10月28日から令和3年11月4日で，開札期日は令和3年11月9日であります。

以上でございます。

議 長 この案件については、願出人の住所地と土地の担当委員が違いますので、両委員からご意見ををお願いします。

まず、住所地の関係委員として、皆川重文委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番、皆川です。

調査検討のため、願出人のヒアリングを行った結果、この方はもう日本に20年以上住んでおられて、日本語も日本人と同じぐらいできる方でした。耕作面積は約70アールと書いてありますけれども、69アールです。実際にはもっと借りて耕作しているとのことでした。そういう話を受けました。それで、自宅が近いので入札に参加するということです。実際に現場を確認したところ、問題もなく、法令に照らして適格者と思われまますので、ご審議をお願いします。

議 長 次に、土地の関係委員として、飛田委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 7番、飛田です。

調査検討した結果、法令に照らして適格者と思われまますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から適格者のご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

次に、報告事項について事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出とともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め、完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、第5号、第6号、第7号につきましても、資料のとおりでございます。説明は以上でございます。

議 長 その他としまして、事務局からお話がございます。

事務局 その他としまして、事務局からお話しさせていただきます。

9月の総会が参集外でありましたB班の委員の皆様へお伝えいたします。

7月と8月の総会におきまして、農地法許可制度調査方法の検証結果としまして、スライドを用いて複数委員での調査方法の提案についてご説明をさせていただきました。その提案内容につきまして、各委員からのご意見を把握するため、意見票をお配りさせていただきましたが、多くの委員の皆様のご意見をいただきたく、口頭でも構いませんので、忌憚のないご意見を事務局へお伝えいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長 以上をもちまして、第16回総会を閉会といたします。

大変拙い議事進行でございましたけれども、ご協力をいただきまして無事に終了することができました。ありがとうございました。

閉会 午前10時30分

議 事 録 署 名 人 9 番

印